

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会の那谷屋正義でございます。

私は、民主党・新緑風会を代表し、ただいま議題となりました電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対し、反対の立場より討論を行います。

まず、討論に入ります前に、政府に強く御要請を申し上げます。

議員各位にも同じような要請が多く国民から寄せられていると思いますが、毎年のように繰り返される風水害の被害や、地震列島とも言える我が国の置かれている状況等を勘案したとき、いわゆる不感地域、こうしたところは、特に山崩れや洪水など自然災害が起きやすいばかりでなく、一企業にその救済策を訴えても、採算性が合わないなどの理由からなかなか解決に至らず、ますます陸の孤島化となっています。

こうした地域の住民の生命を守る観点からも、政府として、いわゆる不感地域の早期解消、そして、私も電波という一歩引いてしまうところがございますが、高齢者、障害者などのいわゆるデジタルディバイドの解消に努めることが喫緊の課題であることを認識して取り組むよう、強く要請させていただきたいと思います。

以下、本法案の反対理由を申し述べます。

まず、電波利用料の見直しについてですが、本法案では、電波利用料の算定に当たっては、電波の経済的価値を反映させることを目的に、電波の使用帯域幅や逼迫の程度などを勘案するとしています。しかし、実態は、これまでと同様に総務省が恣意的に電波の利用料を決定する枠組みは変わっておらず、改革と呼ぶことはできません。

また、電波利用料の用途を拡充するとしている本案ですが、電波資源拡大のための研究資金が有効に使われているか否か、外部評価機関である評価会によるチェックの実態は、総務省中心のお手盛りを追認しているにすぎないおそれがあります。研究開発とは名ばかりで、総務省と密接な関係にある団体を維持することなどに電波利用料が使われるのではないかという懸念を払拭できません。

私たちは、こうした総務省の恣意性を排除するため、市場原理に基づいた電波利用料算定方式を導入するとともに、通信・放送分野における公正な競争を促進するための独立した行政機関である通信・放送委員会を創設するなどの抜本的改革を提案しているところであります。

次に、放送局に対する外資の間接出資規制について申し述べます。

放送の社会的影響力や電波の希少性等を考慮すると、放送局に対する外資の間接出資に対して一定の規制を掛けること自体は必要な措置であると考えます。しかしながら、外資の間接出資規制に関する法案は、ライブドア社が外国企業からの資金調達によってニッポン放送株を大量に取得したことが明らかになってから、さきの通常国会において慌てふためいて提出されたものであります。したがって、外資規制の在り方について十分な検討がなされたとはとても言えるものではありません。

総務省は、放送局に対する出資について新たな規制を掛ける際には、放送分野における新しい潮流や放送局が抱える課題、今後の放送の在り方などについて、慎重かつ徹底的な検討を行う必要があると考えます。

例えば、インターネット放送などの通信と放送の融合が急速に進展し、通信会社も放送会社と同じようにマスメディアとしての役割を果たしつつある今日、通信会社に対しても出資規制を掛ける必要があるかどうか、総務省は法案作成過程で検討しなければならなかったはずであります。

また、地方民間放送局については、デジタル化に伴う設備投資の負担が重く、いかに財務強化を図るかが大きな課題となっているわけですが、今回の規制によって放送各社の資金調達にどのような影響が出るかという点も総務省は検証する必要があったと思います。

拙速に出された本法案が、こうした様々な問題点について十分検討されて提出されたものであるとは残念ながら思えません。

次に、本法案の提出経緯についても問題点を申し述べます。

本法案は、第百六十二回通常国会に提出された電波利用料の見直しと外資の間接出資規制に関する別々の法律を一つにまとめて今特別国会に提出されたものであります。政府は、問題の多い電波利用料の見直しに関する法律を、比較的理解が得られやすい間接出資規制の法律と抱き合わせて国会に提出し、問題点の多い法律を成立させようとしています。こうした政府のやり方に対して強く抗議いたします。

なお、放送分野における重要な問題として、一連の不祥事を契機としたNHKの受信料の不払問題についても指摘しておきます。

NHKの不祥事に伴う支払拒否・保留件数は百二十七万件にも上り、NHKの存立基盤を揺るがす危機的な事態となっています。そうした中で、今年九月にNHKからNHK新生プランが発表されましたが、その中身はあいまいな点も多く、国民や視聴者の信頼を回復するのに十分とは言い難いものでありました。また、受信料の不払がNHKの予算額と実績額との間で乖離を引き起こし、受信料の支払督促について民事手続を活用することを検討するという事態にまで発展しています。この間、所管官庁である総務省は、事態が悪化していくのをただ指をくわえて見ているだけでありました。

NHKが国民の信頼を回復するとともに、国民に対して果たすべき使命を全うできるよう、政府とNHKが一丸となって改革を実行していくことを求めます。

以上述べてまいりましたように、様々な問題を抱えている電波法及び放送法の一部を改正する法律案に反対することを改めて申し上げて、私の討論を終わります。(拍手)